

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成31年2月12日(火) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中8名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 藤 澤 美 芳

欠席委員
大 森 茂 利 久 山 英 之
4. 農地利用最適化推進委員
岡 崎 浩 三 浦 義 弘
5. 議事に参与した者
事務局長 難波 彰生
事務局 蒲 直之
事務局 久山 貴史
6. 議事内容
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)
そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより平成30年度瀬戸内市農業委員会、
第11回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木
下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。みなさまにおかれましては、お忙しい中のご出
席誠にありがとうございます。本日は案件が少ないですが、ご審議の
ほどよろしくお願いいたします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名
のうち8名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条に
より、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事
の進行につきましては木下会長よりお願いします。
- 議長 長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の
署名委員さんに石黒委員、尾上委員、よろしくお願いします。
- 事務局 早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地
法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。第1号議案農地法第3条許可申請
についてでございます。

【1番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町大富
■■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町大富205－
1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,420㎡。譲受
人の農地までの距離は800m。耕作面積は5,743㎡となっております。
家族数は4名、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によ
るもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権
移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全
て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作
の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれま
す。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありま
せん。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数につい
て、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該
地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であ
り、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の岡崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町福谷■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町尻海■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町尻海4660-34」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は177㎡。譲受人の農地までの距離は3km。耕作面積は21,401㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の三浦委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1 番案件について、岡崎委員、お願いします。

岡 崎 委 員 本件は、譲渡人の■■■さんが高齢となり農地の管理もできないことから譲受人の■■■さんが譲り受けるというものです。■■■さんは兼業ですが、兄弟が近くに居るため協力して管理・耕作を行っているようです。特に問題ないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2 番案件について、三浦委員、お願いします。

三 浦 委 員 こちらの案件は、譲受人の■■■さんが高齢となり管理が難しいことから譲受人の■■■さんに贈与するというものです。■■■さんは果樹などを中心に耕作されている方で営農状況からも特に問題ありません。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。

ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして第2号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料2頁目をご覧ください。

【第2号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の第2号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、第2号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事 務 局 今後の予定でございますが、3月総会は、3月19日火曜日に予定しております。4月総会は、4月18日木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いします。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成30年度2月の総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前9時45分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成31年2月12日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員